

使用料の見直しにあたっての 基本の方針

令和2年1月
企画部財政課

1. 見直しが必要な背景

別府市には、さまざまな公共施設が整備され、福祉活動や文化・体育活動など多くの市民の皆様に利用されています。

この公共施設を維持管理するため、その費用の一部を使用料として利用者にご負担いただいておりますが、使用料で賄えない部分（収支不足分）は、市民の方に納税していただいている市税等で賄っており、結果として施設を利用しない方も費用を実質的に負担していることとなっています。

公共施設にかかる維持管理費は、安全基準の厳格化や老朽化に伴う改修費などにより増加傾向にあります。一方で使用料水準は、長年にわたって据え置かれてきたため、運営に係る収支不足は拡大傾向にあり、現状で市営温泉において約 1.2 億円の赤字、市営温泉の除く公共施設では約 6.8 億円の赤字となっています。

■公共施設の収支状況

	使用料収入①	維持管理費②	収支①-②
市営温泉	215 百万円	340 百万円	▲125 百万円
公共施設	252 百万円	934 百万円	▲682 百万円

さらに高度経済成長期に集中的に整備した公共施設の老朽化が急速に進んでおり、築 30 年以上の建物が全体の 7 割、築 40 年以上が 4 割を占め、今後、公共施設を維持していくために大規模改修や更新に多額の費用が見込まれています。

公共施設の計画的な保全をするために策定した別府市公共施設保全実行計画の推計では、今後 50 年間に必要な維持管理費は 1,807 億円、年平均では 36.1 億円と推計されています。

■長期維持更新コスト推計（別府市公共施設保全実行計画）



このような状況のなか、公共施設の機能を安全かつ適正に維持していくためには、人口減少や生活習慣の多様化など社会状況の変化を踏まえ、施設の統廃合や複合化による適正配置や効率的な施設の管理運営、事務の効率化などにより経費縮減に努めていくとともに、維持管理費に見合った適切な使用料水準への見直しが、施設運営の改善や利用される方とされない方の公平性、受益者負担の観点から必要となっています。

2. 見直しの基本方針

見直しにあたっては次の基本方針により実施していきます。

(1) 受益者負担・公平性の原則

使用料等で賄うことのできない施設の維持管理経費については、市民全体の負担となることを踏まえ、利用者（受益者）に対し、段階的な手法も含めた激変緩和をしながら応分の負担を求め、公平性を確保することを基本的な考え方とします。

(2) 算定方法の統一化

従来は、近隣都市の類似施設の料金や過去からの経緯などを参考に、それぞれの施設について個別に料金を検討・設定してきましたが、施設管理運営に係る安定運営を図る観点から、市営温泉とその他の公共施設にそれぞれ統一的な積算方法を設定し、その金額を基礎にして最終的に使用料の額を決定します。

(3) 減免制度の統一化

利用者間の公平性・公正性の観点から、統一的な減免基準を設定します。

3. 対象となる使用料¹

見直しの対象とするものは、公の施設の使用料（利用料金²を含む。）です。ただし、道路占用料、河川使用料、水路使用料、市営住宅使用料など上位法等に根拠を得ているものについては除きます。

指定管理者が管理している施設の利用料金は、条例で上限額を定め、それを超えない範囲で指定管理者が決定することとされており、見直しは上限額が対象です。したがって、利用料金制度の施設は、条例改正と同時に利用料金が必ず改定されるとは限りません。

1（使用料）・・・地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第225条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例に定められている料金のことです。

【地方自治法第225条抜粋】

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2（利用料金）・・・利用料金制は、「公の施設」の使用料（利用料金）は当該指定管理者の収入として收受させることができ、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を

除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる制度です。

【地方自治法第244条の2第8項抜粋】

普通地方公共団体は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

【地方自治法第244条の2第9項抜粋】

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより指定管理者が定める。この場合、指定管理者はあらかじめ当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

4. 使用料算定の基礎

(1) 使用料算定の基礎の基本式

使用料は、施設（市営温泉を除く。）の性質に応じて次の2つの方法により算定の基礎を算出し、類似他施設との均衡などを考慮して決定します。

①時間あたりの使用料

会議室利用のように、ある一定の部屋を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

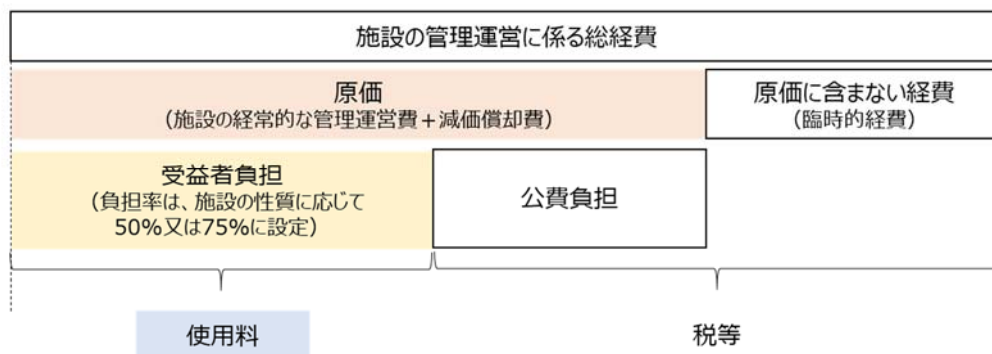
- ・ $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間あたりの原価 = 施設の年間維持管理経費 ÷ 施設面積 ÷ 年間使用可能時間
- ・ 使用料 = 原価 × 面積 × 利用時間 × 受益者負担率※

②利用あたりの使用料

プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

- ・ 原価 = 施設の年間維持管理経費 ÷ 施設利用者数
- ・ 使用料 = 原価(利用者一回あたりのコスト) × 受益者負担率※

【使用料算定の考え方】



※受益者負担率

公共施設は、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいもの（公共性が強いもの）や体育施設など、特定の市民に便益を供したり、民間にも類似のサービスが存在したりするもの（市場性が強いもの）もあります。

使用料の設定に当たっては、こうした施設ごとのサービスについて、公共性が強いのか、市場性が強いのかといったサービスの性質の相違を考慮し、受益者に対し一律に費用（コスト）負担を求めるのではなく、より公平・公正な使用料を算定するため、施設におけるサービスの性質別に、原価に対する「受益者負担率」を設定しています。

区分	考え方	負担率
分類Ⅰ	市民生活に不可欠なもので、行政が提供する必要があるもの	0%
分類Ⅱ	市民生活に不可欠なもので、行政以外でも提供できるもの	50%
分類Ⅲ	市民生活を快適にするもので、行政が提供する必要があるもの	50%
分類Ⅳ	市民生活を快適にするもので、行政以外でも提供できるもの	75%

		民間施設における代替性	
		非市場的(公共的)	市場的
市民生活における必需性	選択的	【分類Ⅲ】 受益者負担率 50% ・男女共同参画センター ・竹細工伝統産業会館 ・社会福祉会館 ・児童館 ・中央公民館 ・地区公民館 など	【分類Ⅳ】 受益者負担率 75% ・市民ホール ・地獄蒸し工房鉄輪 ・ドッグラン ・コミュニティーセンター ・総合体育館 ・パークゴルフ場 など
	必需的	【分類Ⅰ】 受益者負担率 0% ・道路 ・公園 ・図書館 など	【分類Ⅱ】 受益者負担率 50% ・学校(体育館、会議室)

(2) 各施設の原価

施設の維持管理運営のために支出した人件費、物件費、減価償却費などの費用をもとに、使用料算定のための原価を算出します。

各施設の原価は別冊資料1「原価積算表」にお示ししています。

(3) 各施設の使用料改定案算定表

原価をもとに(1)の使用料算定の基本式により、使用料(案)を算定します。

各施設の使用料改定案は別冊資料2「使用料改定案算定表」にお示ししています。

(4) 激変緩和措置

急激な使用料上昇による負担を軽減するため、改定率の上限を2倍に設定しています。

5. 減免制度の見直し

各種団体の活動の活性化や公益性などの観点から、減免制度を設けていますが、施設ごとに基準を定めてきたため、その取扱いが異なっていることや、利用者の固定化も表れ、さらには時間の経過とともに減免団体の拡大傾向といった状況にあります。

そのため、公平性・公正性を確保するため、減免できる場合を示した統一的減免基準を定め、減免制度の見直しを実施します。

[減免基準]

①免除できる場合 ・市主催等の事業に利用 ・学校の授業等に利用 ・地縁的組織の活動に利用 ・法令設置団体等の活動に利用 ・福祉関係団体の活動に利用 ・観光振興・産業振興等に利用 ・緊急時の対応に利用 ・人権教育団体等の活動に利用 ・都市公園を公益的に利用等	②減額できる場合(※最大50%) ・市共催事業に利用 ・社会教育団体、社会体育団体が、団体の設立目的に沿って利用 ※令和3年度までは最大75%減免
	③減免の対象外 ・市が後援する場合 ・利用目的が利用者だけの利益(教養・趣味・体育)にとどまり、他の市民への福祉の向上につながらないもの。